

○東京藝術大学における拾得物の取扱いに関する要項

〔平成23年6月7日〕
〔学長裁定〕

改正 平成25年10月24日 平成27年5月14日
平成28年3月24日 令和元年7月18日
令和4年4月12日 令和5年10月26日

(趣旨)

第1条 本学の構内(以下「構内」という。)において拾得した物件(以下「拾得物」という。)の取扱いについては、遺失物法(平成18年法律第73号)その他法令に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(取扱担当係等)

第2条 構内における拾得物については、次表に掲げる係等(以下「担当係等」という。)が取扱うものとする。

拾得した場所	取扱担当係等
上野地区	財務会計課(財務総括係) 第一守衛所 第二守衛所
	学生課(課外支援係)
	美術学部(教務係)
	音楽学部(教務係) (演奏企画室) (附属音楽高等学校事務室)
	附属図書館(総務係)
	大学美術館(企画係)
取手地区	事務室(総務係)
横浜地区	映像研究科(会計係)
千住地区	事務センター(庶務係)

(拾得物の受理)

第3条 担当係等は、拾得者から拾得物の届出を受けたときは、その取扱いに必要な事情を聴取して拾得物控書及び拾得物預り書(別紙第1号様式)並びに拾得物件一覧簿(別紙第2号様式)に必要な事項を記入し、所有権を取得する権利を有する拾得者(以下「有権拾得者」という。)には拾得物預り書を交付する。ただし、拾得物のうち、担当係等において、客観的に見て経済的価値の低い物品、又は社会生活上遺失したとしてもほとんど影響がないと判断した物品については、拾得物件一覧簿にのみ記載することにより処理することができる。

2 拾得者が次の各号に掲げる者である場合は、有権拾得者とはならない。

(1) 本学役職員及びこれに準ずる者(非常勤講師、警備員、清掃員その他本学の構内において職務に従事している者をいう。)

(2) 拾得物届出の際、権利を喪失している又は権利を放棄した者

(拾得物の保管及び周知)

第4条 担当係等は、前条の規定により受理した拾得物を安全に保管するとともに

掲示板等により周知するものとする。

(担当係等での遺失者への返還及び報労金)

第5条 担当係等は、保管中の拾得物について遺失者から返還を求められたときは、当該物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所等を聴取し、拾得物控書又は拾得物件一覧簿に記載された内容と照合し、かつ、住所、氏名を証明するものを提示させる等の方法により、正当に拾得物が返還される権利を有する者であることを確認した上で、拾得物控書又は遺失物受領書（別紙第3号様式）に署名をさせ、当該拾得物を返還するものとし、拾得者が有権拾得者である場合は、当該有権拾得者に対し遺失者に返還した旨を連絡するものとする。

2 前項の規定により拾得物を返還する際、報労金請求のため有権拾得者の氏名及び連絡先等（以下「氏名等」という。）を告知する旨の同意を得ている場合は、遺失者に当該有権拾得者の氏名等を伝えるものとし、当該有権拾得者が遺失者の氏名等の告知を希望している場合は、遺失者に告知する旨を伝えるとともに、当該有権拾得者に遺失者の氏名等を通知するものとする。

3 報労金については、遺失者と有権拾得者の話し合いに任せるものとする。

(所轄警察署への提出)

第6条 拾得物の届出を受けた日から3日を経過しても遺失者が判明しない現金及び物品については、各地区（上野地区においては財務会計課財務総括係（以下「総括係」という。））で取りまとめ、届出を受けた日から7日以内に所管の警察署長に提出（別紙第4号様式）しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書きの規定によるものについては警察署長への提出は要しないものとする。この場合、担当係等において拾得物を3か月間保管するものとする。

(拾得物の権利の帰属)

第7条 拾得者が第3条第2項に該当する場合の拾得物の権利等は、本学に帰属する。ただし、拾得物の額が、所有権を取得した際の引き取りにかかる費用に満たないと判断される場合は、あらかじめ所有権を放棄することができる。

(所有権の取得)

第8条 拾得物が本学の所有に帰した時は、次の各号により取扱うものとする。

(1) 現金については本学に収納するものとする。

(2) その他の拾得物については、本学の財産として受け入れ、供用が不相当と認められるものについては、不用品として売払い、又は廃棄するものとする。

(拾得物取扱台帳)

第9条 各地区の担当係等（上野地区においては、総括係）は、拾得物取扱台帳（別紙第5号様式）を備え、拾得物を警察署長に提出した場合は、これに必要な事項を記載し管理しなければならない。

附 則

この要項は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月18日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。

拾得物控書									
拾 得	日 時	(元号) 年 月 日 午前・午後 時 分							
	場 所								
現 金	内 訳		円紙幣 枚	円紙幣 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚		
			円紙幣 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚		
	円		円紙幣 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚		
物 品	名 称		種別・形状・模様・品質・特徴等			数量			
受付日時		(元号) 年 月 日 午前・午後 時 分							
拾 得 者 (拾得者が役職員 等以外の場合は、 自署)		住所							
		氏名		(男・女)		電話			
		※遺失者が判明した場合、報労金請求のために遺失者にあ なたの氏名及び連絡先等を告知してよいですか。(同意の ない場合、報労金を受ける権利はありません。)				同 意		遺失者氏名等告知希望	
		有		無		有		無	
占 有 者 (東京藝術大 学)		上記の物件を受領しました。 (地区別遺失物取扱担当係等・担当者名及び押印) ㊟ 電話							
権利区分		24時間以内(有権) ・ 権利喪失 ・ 権利放棄 ・ 役職員等							
備考		警察署長への提出予定月日(月 日)							

遺失物受領 (遺失者)	上 記 の 物 件 を 受 領 し ま し た 。 (年号) 年 月 日						
	住所						
	氏名						
電話(自宅) (携帯、その他)							
※拾得者に対し 報労金の支払義務があります。拾得者からの求めに応じてあなたの氏名等を通知 することもありますのでご承知おきください。							
拾得者への連絡日(月 日) 担当者名							

(割印)

拾得物預り書							
拾 得	日 時	(年号) 年 月 日 午前・午後 時 分					
	場 所						
現 金	内 訳		円紙幣 枚	円紙幣 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚
			円紙幣 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚
	円		円紙幣 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚	円硬貨 枚
物 品	名 称		種別・形状・模様・品質・特徴等			数量	
上 記 の 物 件 を 預 か り ま し た 。 (元号) 年 月 日							
拾得者住所							
氏 名 様							
電 話							
占有者(芸大)住所 (地区別住所を記載)							
遺失物取扱担当係等 (地区別遺失物取扱担当係等・担当者名及び押印) ㊟							
連絡先 (地区別遺失物取扱担当係等の電話番号を記載)							
備考		警察署長への提出予定月日(月 日) ※裏面を、必ずお読みください。					

書類作成上の留意事項

この書類は、拾得物の届出を受けたときに作成する。
ただし、拾得物のうち、客観的に見て経済的価値の低い物品、又は社会生活上遺失したとしてもほとんど影響がないと判断した物品である場合は作成を要しない。

1. 拾得物の届出を受けたとき

拾得者の面前で、内容を確認した上でこの書類を作成すること。
本学役職員等以外（学生、来場者、見学者等の一般の方）が拾得した拾得物を24時間以内に届出た場合は、有権拾得者となるため「拾得物預り書」を交付する。ただし、有権拾得者が権利を放棄した場合は、「拾得物預り書」の交付を要しない。

2. 警察署長に提出する前に遺失者が判明し拾得物を返還するとき

- 1) 当該物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所等を聴取し、拾得物控書に記載された内容と照合する。
- 2) 住所、氏名を証明するものを提示してもらい、正当に拾得物が返還される権利を有する者であることを確認した上で、拾得物控書に署名をさせ、当該拾得物を返還する。
- 3) その際、遺失者に下記のとおり説明する。

報労金（お礼）について

《拾得者が氏名等の告知に同意》している場合

⇒報労金の支払義務がある旨
(遺失者に拾得者の氏名等を伝える)

- 4) 遺失者に拾得物を返還したときは、速やかに当該拾得物の有権拾得者に対しその旨を連絡する。

《拾得者が氏名等の告知に同意》かつ《遺失者の氏名等の告知を希望》している場合
⇒遺失者の氏名等を通知

お知らせ

拾得された物件及びあなたの氏名等は、原則として7日以内に警察署長へ提出いたします。その際に警察署より発行された「拾得物件預り書」をお渡ししますので内容をご確認の上、大切に保管してください。

なお、ご記入頂いた氏名等は、拾得物の処理にのみ限定して使用する必要最小限のものであり、学外等への目的外流用は一切行いません。

1. 落とした方（遺失者）が判明した場合

あなたが拾得した拾得物を落とした方に返還したときはすぐにご連絡いたします。落とした方に対しては、あなたが告知に同意している場合は、あなたの氏名等をお知らせします。落とした方から連絡がありましたらお話しの上、報労金（お礼）をお受け取りください。（あなたがお受け取りになれる報労金（お礼）は、法律で定められております。）

2. 落とした方（遺失者）が判明しなかった場合

当方で警察署長に提出した日の翌日から3か月が経過しますと、あなたが所有権を取得しますが、あらためて警察署からの通知はありませんから、所有権を取得してから2か月以内に警察署へ、「拾得物件預り書」（警察署発行）、印鑑、氏名等の確認できるもの（免許証、保険証等）を持参して物件を引き取ってください。期間内に引き取られないときは、あなたにお渡し出来なくなります。

3. その他

詳細は、「拾得物件預り書」（警察署発行）裏面の説明事項をよくお読みください。

(別紙第2号様式)

拾 得 物 件 一 覧 簿

番号	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
1		月 日 時 分		
2		月 日 時 分		
3		月 日 時 分		
4		月 日 時 分		
5		月 日 時 分		
6		月 日 時 分		
7		月 日 時 分		
8		月 日 時 分		
9		月 日 時 分		
10		月 日 時 分		

遺失物受領書

拾得物件一覧簿番号 の物件を受領しました。

(元号) 年 月 日

氏名 _____

(別紙第4号様式)

拾得物提出届

<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権			
拾 得	日 時	(元号) 年 月 日 午前・午後 時 分	
	場 所		
現 金	内訳	円紙幣 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円硬貨 枚 円 円紙幣 枚 円硬貨 枚 円硬貨 枚	
	名 称	種別・形状・模様・品質・特徴等	数量
	物 品		
拾 得 者	住 所 氏 名	電 話 番 号	
占 有 者 (東京藝術 大学)	台東区上野公園12番8号 東京藝術大学 学長 ○○ ○○	電 話 番 号	
届 出 人	○○ ○○ (取扱担当係長)		

